

む す び

以上が、平成 29 年度の一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査結果であるが、これを総括すると次のとおりである。

当年度の一般会計及び 15 特別会計を合わせた決算額の総計は、歳入 2,237 億 974 万 4,300 円、歳出 2,212 億 6,954 万 4,680 円で、前年度と比較すると、歳入が 95 億 1,577 万 7,372 円（4.4%）、歳出が 81 億 1,420 万 9,547 円（3.8%）それぞれ増加している。

これを決算収支でみると、形式収支 24 億 4,019 万 9,620 円から事業の繰越に伴う翌年度へ繰り越すべき財源 4 億 5,282 万 6,162 円を差し引いた実質収支は、19 億 8,737 万 3,458 円の黒字となっている。その内訳は、一般会計で 20 億 7,024 万 7,822 円の黒字、特別会計で 8,287 万 4,364 円の赤字となっている。実質収支が赤字となった特別会計は、港湾特別会計（4 億 9,498 万 4,093 円）と臨海土地造成事業特別会計（28 億 3,488 万 4,525 円）で、いずれも翌年度歳入の繰上充用で補填している。当年度の総計の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 12 億 5,611 万 936 円で、4 年ぶりに黒字となっている。

普通会計における財政分析指標をみると、財政力の強さを示す財政力指数は、前年度と同じく 0.55 となっている。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 97.6%で、前年度と比べ 1.1 ポイント低くなっている。実質収支の標準財政規模に対する割合を示す実質収支比率は 3.2%で、前年度に比べ 0.1 ポイント低くなっている。公債費の状況から財政負担の度合いを判断するための指標である公債費負担比率は 18.9%で、前年度に比べ 0.3 ポイント低くなっている。

以上、主な財政分析指標が示すとおり、本市の財政は一部改善は見られたものの、依然厳しい状況である。引き続き、財政指標等を注視しつつ、歳入の確保と歳出の縮減につながる

よう、中長期的な視点に立った財政運営に努められたい。

普通会計の歳入決算額のうち、自主財源は 530 億 1,309 万 4 千円で、前年度に比べ 26 億 8,449 万 3 千円（ 5.3% ）増加し、自主財源比率は 41.5% となっている。これは主に、繰入金が増加したことによるものである。

一方、依存財源は 746 億 1,290 万 4 千円で、前年度に比べ 39 億 6,883 万 4 千円（ 5.6% ）増加している。これは主に、地方債が増加したことによるものである。今後も、市税等実質的な自主財源の確保を図ることはもとより、国・県補助金等の依存財源についても積極的な活用を行うなど、財政調整基金等の基金に頼らず、財源確保に引き続き努められたい。

普通会計の歳出決算額のうち、義務的経費の人件費、扶助費及び公債費の合計は 649 億 8,247 万 2 千円で、歳出総額の 52.0% を占めており、前年度に比べ 6 億 7,012 万 8 千円（ 1.0% ）減少している。これは、人件費及び扶助費が減少したことによるものである。義務的経費の増加は財政の硬直化を高めることから、今後もその動向を注視し、財政の健全化に向け注力されたい。

普通会計における当年度の地方債の借入額は 156 億 2,532 万 6 千円で、前年度に比べ 43 億 2,173 万 7 千円（ 38.2% ）増加している。当年度末地方債現在高は 1,553 億 1,947 万 7 千円で、前年度末に比べ 5 億 1,966 万 6 千円（ 0.3% ）増加している。人口減少・少子高齢化に伴う厳しい財政状況を見据え、プライマリーバランスに留意した施策展開を図り、規律ある財政運営に努められたい。

本市の財政構造は、類似団体に比べ依存財源の割合が高く、市税等の自主財源の確保が重要である。市税については、収納率は向上し収入未済額は減少している。ただし、収入未済額は依然として多額である。財源及び受益者負担の公平性を確保するため、初期の滞納発生防止に努め、滞納が長期化しないように適正な債権管理を行うとともに、納税者の理解を得ながら迅速・適正かつ効果的な徴収に引き続き努力されたい。なお、市税等の不納欠損処分については、地方税法及び下関市債権管理条例の規定に基づき処理がなされ、やむを得ない

ものと認めるものであるが、負担の公平性と歳入確保の観点から、適切な債権管理と明確な根拠のもと、慎重かつ厳正に対処されたい。

また、当年度の定期監査においても、事務処理の誤りや条例等の解釈の誤りなどが多く見受けられた。再発防止はもとより、迅速かつ効率的・効果的な行財政事務処理体制の確立に向け、コンプライアンスの徹底のみならず、職場における指導・研修やチェック体制の充実強化を図られたい。

これに関連して、昨年6月の地方自治法の改正により、執行機関の「内部統制」に係る方針の決定と体制の整備に関する規定が設けられた。都道府県知事及び指定都市の市長以外の市町村長においては努力義務とされているが、本市としても上記のような現状を踏まえると、早急に全庁的な仕組みづくりにより、リスクを管理・回避する体制を整備されたい。

本市では、少子・高齢化等に伴う人口減少等により市税収入の減収が見込まれるとともに、合併後10年が経過し、平成27年度から普通交付税の合併算定替が段階的に縮減されるなど、一般財源の減少が見込まれ、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しを余儀なくされている。今後は、高度化・多様化する住民ニーズや公共施設の老朽化への対応などにより、さらに厳しい財政状況にならざるを得ないと予想される。

こうしたなか、昨年7月に「行財政運営と改革の基本方針」を定め、行財政改革推進会議において、「改革への挑戦」がはじまったところである。この基本方針に基づき様々な施策をスピード感を持って着実に実施することにより、「希望の街・下関」を実現されることを強く望むものである。

